

基 本 構 想

(A案)

第1章 基本理念

本計画に基づくまちづくりを実現する上で、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方として、まちづくりの主体は市民であり、生駒市自治基本条例に基づいて市民の参画と市民・事業者・行政の協働を原則としたうえで、次のとおり基本理念を定めます。

(1) 自助・共助・公助

身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず「自助」（自分自身が行う）、次に「共助」（周囲や地域が協力する）、そして「公助」（行政が支援し、補完する）という考え方（補完性の原理）を基本とします。

(2) 多様な主体との協創

個人のライフスタイルや価値観の多様化が進み、地域社会の担い手不足など地域課題はますます高度化、複雑化しています。1人では解決できない課題も、市民、NPO、事業者等の民間主体が相互に、あるいは民間主体と行政など本来価値観の異なる主体が有機的に連携することで課題解決の可能性は高まります。多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値を創造する「協創」のまちづくりを進めます。

(3) イノベーションと持続可能な都市経営

本格的な人口減少や人口密度の低下、高齢化の進展、社会保障経費の増加、公共施設の老朽化、厳しい財政状況、多発化する自然災害など、これまでの様々なシステムの持続可能性を大きく揺るがす変化が本市を取り巻いています。こうした複雑・多様化する社会ニーズの変化に対応するため、府内で連携を図り、また、必要に応じて既存の行政手法や組織を見直し、革新するとともに、柔軟な施策展開を図り、次世代へ引き継ぐ持続可能な都市経営を行います。

(4) 客観的な根拠を重視した政策づくり（E B P M）

社会経済構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、信頼されるまちづくりを展開するため、市民・事業者・行政が、統計など客観的なデータを積極的に利用して、政策目的を明確化し、証拠に基づく政策づくり（Evidence Based Policy Making）を進めるとともに、政策実行後においても、政策とその効果の因果関係を示す客観的なデータを活用して検証し、政策のP D C Aサイクルを確立します。

第2章 計画の構成と期間

第6次総合計画は、市の最上位計画に位置づけられ、各分野の行政計画の基本となる総合的な市政運営の指針です。

「基本構想」と「基本計画」の2つから構成するものとし、その内容と計画期間は次のとおりとします。

1 基本構想

[位置付け] 生駒市のビジョン（地方公共団体が目指す構想）

[役割] 市民、事業者、行政が協働してまちづくりを行う指針となるもの

基本構想は、地域を構成する市民、事業者、行政等全ての主体が共有する生駒市のまちの将来ビジョンを描くとともに、その将来ビジョンを実現するためのまちづくりの指針となるもので、地方公共団体が実現を目指す構想です。

基本構想は、長期的な将来ビジョンとして、その性格が長期的に変わることのないものであることから、平成31年度を初年度として計画期間は定めません。

なお、概ね10年ごとを目途に基本計画の見直し時期に合わせて、基本構想の評価を実施します。

【計画期間】平成31年度（2019年度）～

2 基本計画

[位置付け] 行政運営のプラン（行政が取り組む計画）

[役割] 市長が任期中に基本構想で目指すまちづくりを進めるために、分野ごとに目標とするまちの姿や行政が重点的に取り組む施策を示したもの

基本計画は、市長が任期の期間内において、基本構想に描かれた将来ビジョンを実現するために、行政分野ごとに目標とする目指す姿や行政が重点的に取り組む施策を示したもので、自治体経営を進める上で指針となる行政の取組計画です。

なお、市長任期に対応していくため、計画期間は4年間※とし、市長の任期に応じて基本計画を見直します。

※第1期については、新元号5年（2023年）4月実施予定の市長選挙後に市長マニフェストを第2期の基本計画に反映する期間を考慮して、新元号5年度までの5年間とします。

第3章 将来都市像

1 将来都市像

(1) 基本的な考え方

平成22年4月に施行した「生駒市自治基本条例」は、本市のまちづくりを進めていくための基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりの基本ルールを定めた最高規範です。その前文において、「将来にわたり、すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高いまちづくり」を基本理念と定めています。

また、自治基本条例第19条第1項の規定において、『基本構想及び基本計画をこの条例の趣旨にのっとり策定』することとされています。

<恒久的な目標>

【生駒市自治基本条例（前文）】

将来にわたり、すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、
安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高いまち

<概ね20年先の目標>

【生駒市基本構想 将来都市像】

こうしたことから、将来都市像を定めるに当たっては、自治基本条例の基本理念に定めるまちの姿を、いつの時代にあっても変わらない恒久的な目標とし、その目標の実現に向けて、基本構想において概ね20年先に実現を目指すまちの姿を、「将来都市像」として定めることとします。

(2) 将来都市像

※以下は第5次基本構想の記載

生駒市は緑豊かな自然環境に恵まれながら、大都市へのアクセスが優れた交通利便性の高い、関西を代表する良好な住宅都市として発展してきました。

今後は、この住宅都市という基本的な方向性をしっかりと受け継ぎながら、少子・高齢化、さらには人口減少社会の到来や、地球環境問題の深刻化、安全・安心への不安の高まりという厳しい社会環境においても、いつまでも住み続けたいと思えるまちを築いていき

たいと考えています。

まちづくりの主役は市民です。本市には様々な能力や経験をもった市民がたくさんおられます。市民自治の原点に立ち返って、市民の力や地域の活動をまちづくりの推進力とし、人と人がつながることによって、安全・安心、教育や環境など様々な場面で「ぬくもりあふれるまち」を築いていくことを目指します。また同時に、大都市近郊にあり、学研都市に位置づけられているという本市の立地を活かしながら、市内の経済活動の活性化を図り、さらにワークライフバランス^{※1} の観点にも配慮しつつ、若者や子育て・勤労世代にとって魅力のある「活力あふれるまち」を築いていくことを目指します。そして、可能な限り将来世代に負担を積み残さず、無駄を省き、資源を大切にする持続可能なまちづくりを進めていきます。

このような考え方から、本市の将来都市像を次のように掲げ、概ね20年先の実現を目指します。

【将来都市像】

市民が創る ぬくもりと活力あふれるまち・生駒

2 まちづくりの目標

さらに、この将来都市像を実現するために、まちづくりの目標を次のように定めます。

【まちづくりの目標】

- I いつまでも安心して暮らせるまち
- II 子育てしやすく、だれもが成長できるまち
- III だれもが安全に暮らせるまち
- IV 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち
- V 市民が主役となってつくる、にぎわいと活力のあるまち
- VI 持続可能な行財政運営の推進